Ｃインターチェンジ、再流入した後の最終流出インターチェンジをＤインターチェンジとし、通行止めによって連続した利用が不可能となったことを理由としてＡ、Ｂ、Ｃ各インターチェンジの走行により迂回走行した自動車が、順方向に走行し、Ｄインターチェンジにおいて通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額については、再流入後に利用したＣインターチェンジからＤインターチェンジまでの区間の料金の額について、全車種を対象として、次の算式により算出する額に料金調整する（料金調整後の料金の額が０円を下回る場合には、当該Ｃインターチェンジからインターチェンジまでの区間の料金については徴収しないものとして取扱う。以下同じ。）。

ＡＤ－（ＢＤ－ＣＤ）－ＡＢ

ただし、通行止めによって連続した利用が不可能となったことを理由として、本来利用を意図していた路線の最終流出インターチェンジでの流出を行う代わりに、ＡインターチェンジからＢインターチェンジ区間の走行方向の逆方向に存在するジャンクションでのみ接続される、本来利用を意図していた路線の代替路線を走行し、当該代替路線における最終流出インターチェンジ（以下「Ｄ’インターチェンジ」という。）にて流出を行う場合は、全車種を対象として、次の算式により算出する額に料金調整する。

｜ＡＤ’－ＢＤ’｜＋ＣＤ’－ＡＢ

（注１）上記の算式において、ＡＢ、ＡＤ、ＢＤ、ＣＤ、ＡＤ’、ＢＤ’はそれぞれ次の数値を表すものとする。

ＡＢ：Ａインターチェンジからインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

ＡＤ：Ａインターチェンジからインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

ＢＤ：Ｂインターチェンジからインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

ＣＤ：Ｃインターチェンジからインターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

ＡＤ’：Ａインターチェンジから’インターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

ＢＤ’：Ｂインターチェンジから’インターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

ＣＤ’：Ｃインターチェンジから’インターチェンジまでの区間について、①、②、③、④及び⑤により算出した料金の額（単位：円）

（注２）ＡＤ－（ＢＤ－ＣＤ）－ＡＢによる料金調整において、ＢＤ＜ＣＤとなる場合については、ＡＤ－ＡＢにより算出した額により料金調整を行う。

ロ　集中工事等に伴う料金調整

高速国道及び一般有料道路の特定区間における集中工事等を実施するにあたり、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第１項第６号に定める道路資産の貸付料（以下「貸付料」という。）の支払いに支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として並行する高速国道及び一般有料道路の料金を調整する場合には、料金の調整を行う自動車、料金調整額及び実施期間等について事前に届け出るものとする。

⑵　割引制度

①　マイレージ割引

イ　割引をする自動車

ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカード（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への登録がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

ロ　割引率等

⑴　ポイントの付与

料金の額10円毎に１ポイントを西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより付与するものとする。

⑵　ポイントによる割引

西日本高速道路株式会社が別に定める期間内にカード毎に付与されたポイントの累計数（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより他の会社等が一のカードに付与したポイントと合算して計算する。）に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額
1,000ポイント	500円分
3,000ポイント	2,500円分
5,000ポイント	5,000円分

⑶　弾力的なポイントの付与及び割引

⑴及び⑵に定めるほか、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、弾力的にポイントを付与し又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に届け出るものとする。

⑷　経過措置

平成26年３月31日以前に付与されたポイントのうち、平成26年４月１日時点で保有する有効期間内のポイントの累計数に、ポイントの累計数の７倍のポイントを別途付与する。また、平成26年３月31日以前の走行に対して平成26年４月１日以降に付与するポイントに、当該ポイントの７倍のポイントを別途付与する。

②　大口・多頻度割引

イ　割引をする自動車

ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

ロ　割引率

⑴　車両単位割引

高速国道について、コーポレート契約に基づく利用者の自動車１台毎の月間利用額（東日本高速道路株式会社又は中日本高速道路株式会社（以下「２会社」という。）が管理する高速自動車国道における自動車１台毎の月間利用額と合算して計算する。）に対し、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
５千円を超え、１万円までの部分	10パーセント
１万円を超え、３万円までの部分	20パーセント
３万円を超える部分	30パーセント